

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

警察本部長（以下「実施機関」という。）は、別記 4 に掲げる「文書件名」の「実施機関が非開示とした部分」のうち、「開示すべき部分」の部分を開示すべきである。

### 第 2 本件処分の経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、平成 22 年 6 月 2 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件などに関する H14 年度及び H19 年度の氷見警察署捜査指揮簿など添付目録参照」に関する公文書について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った（なお、請求内容の詳細は、平成 24 年 8 月 31 日付け富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）答申第 39 号（以下「答申第 39 号」という。）中「第 2 審査請求の経過」の「1 開示請求」を参照。）。

#### 2 処分及び審査請求

##### （1）原処分に係る審査請求

本件開示請求に対しては、実施機関の部分開示決定（平成 22 年 7 月 15 日付け処分。以下「原処分」という。）、審査請求人の公安委員会に対する審査請求（平成 22 年 9 月 9 日付け）及び公安委員会から審査会への諮問（平成 22 年 10 月 7 日付け）が行われた（経緯の詳細については、答申第 39 号中「第 2 審査請求の経過」の「2 本件処分等について」の（1）～（3）を参照。）。

##### （2）審査会の第 1 次答申

審査会は、平成 23 年 4 月 14 日付け審査会答申第 38 号（以下「第 1 次答申」という。）で、諮問のあった審査請求のうち、既に原処分がされた本部長指揮事件指揮簿等に加えて、別記 1 に掲げる文書件名に該当する公文書を開示請求の対象として改めて特定し開示決定等を行うべきであるとして、公安委員会に対して答申を行った（なお、原処分により部分開示とされた本部長指揮事件指揮簿等に係る審査請求については、審査会において調査審議し、答申第 39 号により公安委員会に対して答申済み。）。

##### （3）公安委員会の裁決

公安委員会は、上記（2）の第 1 次答申を受けて、平成 23 年 6 月 2 日付けで、「実施機関は、既に原処分がされた本部長指揮事件指揮簿等に加えて、別記 1 に掲げる文書件名に該当する公文書を開示請求の対象として改めて特定し開示決定等を行うべきである」旨の裁決を行った。

##### （4）本件処分

実施機関は、上記（３）の裁決を受けて、平成 23 年 11 月 22 日付けで、部分開示決定及び非開示決定の処分（以下「本件処分」という。当該処分の内容は、別記 2 のとおり。）を行い審査請求人に通知した。

#### （５）本件審査請求

審査請求人は、平成 24 年 1 月 22 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 27 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （６）審査会への諮問

公安委員会は、平成 24 年 2 月 24 日付けで、条例第 19 条の規定により、本件審査請求について審査会に諮問を行った。

### 第 3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「公文書非開示決定通知書の別紙に記載された、保管文書目録の内、証拠物件保存簿、及び、公文書部分開示決定通知書に記載された、犯罪事件処理簿、捜査指揮簿、捜査指揮簿（刑事課）、捜査指揮簿（生活安全係）について、本決定を取り消し、全面的な開示を求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、非開示理由説明書に対する意見書及び審査会での意見陳述において主張する本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- （１）「非開示とされた保管文書目録の内、証拠物件保存簿が非開示と決定されたのは、理由に不備があり、条例 1 条、3 条、7 条に違反している」

条例第 7 条第 4 号の非開示情報は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と定められているが、実施機関が証拠物件保存簿について非開示と認めるにつき「相当の理由」を欠くものである。

また、実施機関は、県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進するために、県の諸活動を県民に説明する責務があるにもかかわらず、関連する氏名、住所などの個人に関する情報などを部分開示せずに非開示としたことは、条例第 1 条及び第 3 条に違反している。

- （２）「部分開示された犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿は、非開示情報を隠すマスキングが条例 8 条、審査基準第 4 などを逸脱して行われており、理由に不備があるので、見直さなければならない」

部分開示された犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿については、署長、課長の押印及び年、天候を除いて、全ての記載内容がマスキングされた状態であり、条例、審査基準のめざす「個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう」という範囲を超え、全く内容

が分からず、適正な警察業務の遂行であることを確認することはできない。また、条例第7条第4号による非開示理由については、上記（1）と同様、「相当の理由」が開示、非開示を決定する実質的な理由であるにもかかわらず、そのことに関する記述がない。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において説明する本件対象公文書の全部非開示決定並びに部分開示決定に係る理由の要旨は、別記3のとおりである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 審査請求及び審査の範囲について

審査会では、実施機関が全部非開示決定した「証拠物件保存簿」並びに部分開示決定した「犯罪事件処理簿」（3枚）及び「捜査指揮簿」（270枚）に係る非開示情報該当性について調査審議を行うものとする。

なお、本件処分に係る文書のうち、本件審査請求において処分の取消しの対象外とされたもの（別記1に掲げる「公文書の件名」のうち、(14)、(21)、(29)、(31)及び(38)以外の34文書）の非開示決定については、審査請求人は争っていないので、審査会では調査審議の対象としないこととする。

また、条例附則第2項の規定により、条例の施行の日（平成14年4月1日。以下「条例施行日」という。）前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書は、条例第2章及び第3章の規定を適用しないとされていることから、条例施行日前に実施機関が作成した文書については調査審議の対象としないこととする。

##### 2 本件対象公文書について

###### (1) 証拠物件保存簿

証拠物件保存簿は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第117条の規定に基づき、事件の証拠として警察が受け入れた証拠品について、捜査が1ヶ月以上の長期にわたる場合に証拠品を管理するために作成される文書であり、特定の刑事事件に係る証拠品の受入れから処分等に至るまでの一連の流れが記載される。

当該文書を審査会で見分したところ、最上部には当該文書名が表題として掲げられ、表題の下の方には、その最左列（第1列）に、受け入れた証拠品の品名や事件名、所有者等に係る情報ほか、出納の状況（押収年月日や払出し年月日）などの項目が記されており、その余の3列（第2列から第4列まで）は記載欄となっている。また、表の下には脚注として、記載上の注意事項が記されている。

###### (2) 犯罪事件処理簿

犯罪事件処理簿は、犯罪捜査規範第201条の規定に基づき、特定の事件の処理の経過を明らかにしておくために作成される文書である（以下、作成された日付の早い順に「処理簿1」、「処理簿2」及び「処理簿3」とする。）。

### (3) 捜査指揮簿

捜査指揮簿は、警察署等の事件主管課長等が、日々の捜査員の活動等について指揮した事項を記載し、所属長に報告するために作成される文書であり、日々の捜査の予定や進捗状況、特定の事件に関する被疑者や参考人の取調べ状況等の情報などが具体的に記載され、時として、個別かつ詳細な犯行内容や捜査状況が記載される。

## 3 非開示情報該当性等について

### (1) 証拠物件保存簿

実施機関は、当該文書を公にすると、犯罪捜査や公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第4号に該当し、また、当該文書には個人情報も記載されているため同条第2号に該当する旨説明しており、記載されている情報が一連一体のもので全体で一つの情報であるとの理由から、当該文書の全部を非開示としている。

実施機関が条例施行日前に「作成」した文書については、前記1記載のとおり、調査審議の対象外となるため、当該文書に係る非開示情報該当性の審査に先立ち、審査会で当該文書の記載内容を見分したところ、作成（記載）された日により以下の部分に区分されるので、各部分について検討を加える。

なお、当該文書の各箇所に情報が記載された日は、当該日を記載する欄がないので明らかでないが、実施機関からの聴取により、証拠品の品名、事件名、所有者等に係る情報、押収年月日の各事項については、証拠品の押収年月日から概ね1ヶ月後の日に記載されたものであると推認される。

(A) 条例施行日前に記載されたと認められる部分

(B) 上記(A)に関連する追加情報として、条例施行日以降の記載と認められる部分〔(A)及び(B)を合わせると第2列及び第3列に相当〕

(C) 記載事項の全てが条例施行日以降に記載されたものと認められる部分〔第4列に相当〕

(D) 項目等の部分〔表題及び脚注並びに第1列に相当〕

#### ア (A)の部分

当該部分には、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件など」に関する情報の記載が認められるが、前記1記載のとおり、条例の規定が適用されず、調査審議の対象としない。

#### イ (B)の部分

当該部分は、実施機関からの聴取では、当該文書に登載された後に当該事件及び証拠品の処理状況について(A)記載の情報に追加して記載されており、当該情報を補完し、押収された証拠物件の保存経過に関する情報を構成していることから、条例附則第2項の規定の適用に当たっては、(A)の部分が記載された日を基準として判断すべきである。

したがって、当該部分には、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件など」に関する情報の記載が認められるが、(A)の部分と同様、調査審議の対象としない。

## ウ (C)の部分及び(D)の部分

(C)の部分は、条例施行日以降に記載されたものと認められるが、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件など」に関する情報の記載はない。また、(D)の部分は、表題や項目名に過ぎない。

以上のことから、本件開示請求の対象である「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件などに関する証拠物件保存簿」は、条例の適用を受ける公文書としては存在しないと解されるので、当該文書については調査審議の対象としない。

なお、条例の規定が適用されない公文書について開示請求があったときは、開示請求に係る公文書を保有していない場合に準じて非開示決定として取り扱うのが相当である。

## (2) 犯罪事件処理簿

実施機関は、非開示理由説明書において、当該文書の非開示の部分は、文書全体を非開示とした証拠物件保存簿と同様に、被疑者に係る一連一体の情報として全体を非開示決定した旨説明するが、審査会は、後記「6 付言」に述べるとおり、いわゆる「情報単位論」を消極に解する立場を採ることから、当該説明をもって非開示理由とは認められない。一方、実施機関は、項目毎の非開示理由も説明していることから、審査会では、項目毎の非開示情報該当性について調査審議した。

なお、調査審議に当たっては、条例の各条項の該当性のほか、原処分における実施機関による開示状況や、原処分に関する答申第 39 号における審査会の判断も考慮した。

### ① 条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性について

#### ア 決裁欄のうち警部補同相当職以下の警察官の印影（処理簿 1～処理簿 3）

実施機関は、条例第 7 条第 2 号ただし書きウで規定する「規則で定める職にある職員」（以下「規則職員」という。）の印影である旨説明する。

同ただし書きでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名は非開示情報としないと規定している。しかしながら、当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、例外として氏名を非開示情報とする旨規定している。

当該印影は規則職員のものであると認められることから、非開示とした判断は妥当である。

#### イ 「番号」及び「受理番号」（処理簿 1～処理簿 3）

「番号（「第〇号」）」及び「受理番号（「〇年第〇号」又は無記載）」が記載されており、実施機関は、被疑者の処分の時期や処分に要する期間及び被害者の届出までの期間を推測させる資料となるため、個人情報に該当する旨説明する。

当該部分は、公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

#### ウ 「担当者」 (処理簿1～処理簿3)

職員の氏名並びに名字及び職名(ただし職名は開示済み。)が記載されており、上記アと同様、当該職員は規則職員と認められることから、非開示とした判断は妥当である。

#### エ 「事件名」 (処理簿1～処理簿3)

事件に係る市町村名、地名、被害対象、発生場所及び罪名が記載されており、実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報であり、また、発生場所は被害者の特定にもつながるおそれがある旨説明する。

発生場所については、既に開示された部分に加えて公にしても、被害者が識別できるとは認められず、また、被害者又は被疑者の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

市町村名及び罪名については、実施機関の原処分により別の公文書において既に開示されているところであり、本件処分において当該部分を非開示とした実施機関の判断の妥当性について審査したところ、既に開示された部分に加えて公にしても、被害者が識別できるとは認められず、また、被害者又は被疑者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないから、本件処分において非開示を妥当とする相当な理由は認められない。

地名及び被害対象の部分は、市町村名等が原処分で既に開示されており、公にすると、これらの情報と照合することにより、被害者が識別できる可能性は否定できず、非開示とした判断は妥当である。

したがって、地名及び被害対象の部分を除き、当該部分は開示すべきである。

#### オ 「罪名、罰条」 (処理簿1～処理簿3)

実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明するが、原処分ですでに開示されており、上記エと同様、本件処分において非開示を妥当とする相当な理由は認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

#### カ 「送致(付)」及び「送致(付)別」

「送致(付)」については、年月日、番号及び送致先が、「送致(付)別」については、種別、年月日及び時刻(又は空欄)が記載されており又は記載されておらず、実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明する。

#### (ア) 処理簿1及び処理簿2

送致の事実及び年月日については、「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」(以下「事件報告書」という。)で公表されており、条例第7条第2号ただし書きアに規定する「慣行として公にされている情報」(以下「公知情報」という。)に該当すると認められることから、公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、広く公表されていることから、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない(なお、事件報告書の公知性に対する審査

会の見解は、答申第 39 号第 5 の 3 (1) ④を参照。)

その余の部分についても、公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### (イ) 処理簿 3

送致に関する記載（ただし、「送致（付）別」欄は無記載。）については、公知情報には該当しないが、公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### キ 「被疑者」欄のうち、「本籍（国籍）、住居、出生地、職業、前科、氏名（通称）、生年月日」（処理簿 1～処理簿 3）

実施機関は、それぞれが被疑者の個人情報である旨説明する。

当該部分は、個人に関する情報であり、公にすると、特定の個人が識別できる可能性を否定できず、また、公知情報に該当するとは認められないことから、非開示とした判断は妥当である。

### ク 「被疑者」欄のうち、「作成・照会」（処理簿 1～処理簿 3）

複数の項目名が記載されており、該当がある場合にチェックマークを付す様式となっている。

実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明するが、チェックマークの有無にかかわらず、公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### ケ 「発覚の端緒」（処理簿 1～処理簿 3）

年月日、時刻及び通報の状況が記載されており、実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明する。

発覚の時刻及び通報の状況については、既に開示された部分に加えて公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

発覚の年月日については、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示を妥当とする相当な理由は認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### コ 「検挙の端緒」

年月日及び端緒たる事実が記載されており、実施機関は、被疑者が検挙された状況に関する記載で被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明する。

### (ア) 処理簿 1 及び処理簿 2

年月日及び端緒たる事実いずれについても、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示を妥当とする相当な理由は認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### (イ) 処理簿 3

年月日及び端緒たる事実のいずれについても、原処分で開示されていないが、公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

## サ 「逮捕」

種別、年月日、時刻、場所及び逮捕者名が記載されており、実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明する。

### (ア) 処理簿 1 及び処理簿 2

逮捕の種別及び年月日については、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示を妥当とする相当な理由は認められない。

逮捕の時刻及び場所については、既に開示された部分に加えて公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

逮捕者名については、前記アと同様、当該職員は規則職員と認められることから、非開示とした判断は妥当である。

したがって、「逮捕者」の部分を除き、当該部分は開示すべきである。

### (イ) 処理簿 3

逮捕の年月日及び時刻については、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示を妥当とする相当な理由は認められない。

逮捕の種別については、公知情報に該当すると認められ、場所については、既に開示された部分に加えて公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

逮捕者名については、上記（ア）と同様、非開示とした判断は妥当である。

したがって、「逮捕者」の部分を除き、当該部分は開示すべきである。

## シ 「釈放」、「勾留・釈放」、「処分」及び「裁判結果」（処理簿 1～処理簿 3）

実施機関は、以下の各部分について、被疑者・被告人のプライバシーに関する情報である旨説明する。

### (ア) 「釈放」

年月日、時刻及び警察署名が記載されている。

釈放の年月日及び警察署名については、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示とする相当な理由は認められない。

釈放の時刻については、既に開示された部分に加えて公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

### (イ) 「勾留・釈放」

種別、年月日及び時刻が記載されている。

勾留の事実については、事件報告書で公表されており、勾留の年月日については、公表された部分に加えて公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

当該部分に続く被疑者・被告人の処遇に関する情報（事実、年月日、時刻）については、原処分で既に開示されているもののほか、既に開示された部分に加えて公にしても特定の個人が識別できないもの、又は事件報告書で公表されており公知情報に該当するものと認められる。

#### (ウ) 「処分」

年月日及び検察庁・家庭裁判所名が記載されている。

いずれについても、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示とする相当な理由は認められない。

#### (エ) 「裁判結果」

年月日、裁判所名及び判決内容が記載されている。

いずれについても、原処分で既に開示されており、前記エと同様、本件処分において非開示とする相当な理由は認められない。

なお、実施機関は、勾留・釈放や処分に係る情報を記載する部分については、記載されていない状態を開示すること自体が当該事実の存否を示すことになるため、記載の有無にかかわらず非開示とした旨説明するが、上記のとおり、当該事実の存否を公にしても、特定の個人が識別できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、存否を明らかにせずに開示請求を拒否することができるとは認められない。

したがって、上記（ア）～（エ）の部分は開示すべきである。

#### ス 「証拠資料」（処理簿1～処理簿3）

実施機関は、被疑者のプライバシーに関する情報である旨説明する。

具体的な文書名又は文書の存否を公にしても、特定の個人が認識できるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### ② 条例第7条第4号（公共安全等情報）該当性について

#### ア 「捜査主任官」（処理簿1～処理簿3）

捜査主任官の氏名並びに名字及び職名（ただし職名は開示済み。）が記載されており、実施機関は、公にすることにより、当該職員の権利利益が不当に侵害され、所属部署の業務に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

条例第7条第4号では、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非開示すると規定し、その適用については、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断とし

て許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当とされている。

捜査主任官の氏名を公にすることにより、同人の権利利益が不当に害されるとは認められず、当該権利利益の侵害がなければ、結果として所属部署の業務に支障が生ずるおそれもないことから、同条第4号に該当するとは認められない。

また、実施機関からは、当該支障が生じるおそれがあると判断した理由に関する具体的な説明がなく、実施機関の判断に相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### ③ 条例第39条（適用除外文書）該当性について

実施機関は、「犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」欄の「別紙」及び「送致書」について、条例39条（適用除外）に該当する旨説明する。

いずれの書類も、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は適用されず、よって条例第39条の規定により本条例の規定も適用されないことから、実施機関が非開示とした判断は妥当である。

なお、写しであっても、原本と同一の内容を有し、訴訟に関する書類としての性質を失わないと考えられる。

## （3）捜査指揮簿

実施機関は、警部補同相当職以下の警察官の印影について、条例第7条第2号ただし書きウに該当し、「月日・曜日」の各欄、「本部長指揮事件処理状況」欄、「取調状況」の各欄及び「捜査員・指揮事項・結果」欄は、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第4号（公共の安全等情報）に該当する旨説明する。

### ① 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

#### ア 決裁欄のうち警部補同相当職以下の警察官の印影

当該印影は、前記（2）①アと同様、規則職員のものであると認められることから、条例第7条第2号ただし書きウに該当し、非開示とした判断は妥当である。

### ② 条例第7条第2号（個人情報）及び同条第4号（公共の安全等情報）該当性について

#### ア 「月日と曜日」

年月日及び曜日並びに天候が記載されており、「年」及び「天候」が開示され、「月」、「日」及び「曜日」が非開示となっている。

実施機関は、本件処分により特定した当該文書は、特定の事件について記載されたもののみであることから、「月日と曜日」を開示すれば、当該事件に係る事件着手の有無のほか、捜査員の体制・人数、捜査手法、進捗状況の経過が時系列的に明らかとなり、同種の犯罪を企もうとする者等に対して有意な情報を与えるおそれがある旨説明する。また、被疑者等に係る実際の捜査日数や捜査内容が明らかとなり、被疑者等のプライバシーに関する情報である旨説明する。

当該部分が条例第7条第4号の非開示情報に該当するとの実施機関の判断は、前記(2)②ア記載のとおり、第一次的には尊重されるが、当該文書の「月日と曜日」を開示することにより上記のおそれがあるとする実施機関の説明は、具体性に乏しく、合理性を持つものとして許容される限度内のものとは認められない。

また、「月日と曜日」を開示しても、被疑者個人の識別性はなく、また個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

#### イ 「本部長指揮事件処理状況」、「取調状況」及び「捜査員の氏名、捜査員毎の指揮事項及び捜査結果」

「本部長指揮事件処理状況」には特定事件の処理状況が、「取調状況」には事件名、被疑者・参考人の氏名、取締官の名字・職名及び備考が、同部分の下には捜査員の名字・職名並びに当該捜査員毎の指揮事項及びその結果が記載されており、各部分の全体(項目部分を除く。)が非開示(黒塗り)となっている。

実施機関は、各部分における記載の有無やその内容量を含めそれらの情報を公にすると、警察署の課・係における人員体制のほか、捜査手法やその進捗状況が明らかとなり、犯罪企図者に対して有意な情報を与えるおそれがある旨説明する。また、事件名及び被疑者・参考人の氏名については個人情報に該当し、取締官・捜査員の氏名については規則職員に該当する旨説明する。

しかしながら、平成14年及び平成19年当時の特定の警察署における人員体制並びに捜査手法及びその進捗状況をうかがい知る可能性が否定できないとしても、当該可能性をもって直ちに、現在又は将来にわたり犯罪企図者に対して有意な情報を与えるおそれがあるとは認められないから、当該部分が条例第7条第4号の非開示情報に該当するとの実施機関の判断は、前記(2)②ア記載のとおり、第一次的には尊重されるが、当該判断の理由は具体的な説明に乏しく、合理性を持つものであるとして許容される限度内のものとは認められない。

実施機関からは、項目毎の非開示理由について具体的に説明がされていないことから、審査会は、当該部分の非開示情報該当性について、原処分における実施機関による開示状況や、答申第39号における審査会の判断も考慮して、以下のとおり、項目毎に非開示情報該当性について調査審議した。

##### (ア) 「本部長指揮事件処理状況」

当該部分は、公にすると、重要案件と認められる本部長指揮事件に係る特定の警察署管内における処理状況のほか、特定の事件に係る本部長の指揮状況やその頻度もが推認されるおそれがあることと認められることから、条例第7条第4号に該当し、別紙に記載されている部分を含めて、非開示とした判断は妥当である。

##### (イ) 「取調状況」

###### a 「事件名」

罪名のほか、市町村名、地名、法人名・店舗名・組織名(これらが属する業種

名を含む。以下「法人等名」という。)及び加害者・被害者に関する情報が、特定の事件に関するものを含めて記載されている。

上記のうち、市町村名(特定の事件に係るものを除く。)、地名、法人等名及び加害者・被害者に関する情報の部分は、公にすると、特定の個人若しくは法人等が特定され、又は権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号又は第3号(法人等情報)に該当し、非開示が妥当である。

罪名を含めたその余の部分は、公にしても、当該おそれがあるとは認められず、また、被疑者及び参考人の特定や、権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。

**b 「被疑者氏名」及び「参考人氏名」**

個人の氏名が記載されており、条例第7条第2号に該当し、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

**c 「取締官」**

規則職員の名字及び職名が記載されており、特定の警察署の課及び係に係る文書であることから、職名から個人を特定し得る可能性を考慮すると、条例第7条第2号に該当し、名字、職名とも非開示とした判断は妥当である。

**d 「備考」**

取調べ後の処遇等取調べに係る個別かつ具体的な事項が記載されており、当該部分は、公にすると、犯罪企図者に対して有意な情報を与え、今後の捜査活動への支障が生じるおそれが否定できないことから、条例第7条第4号に該当し、非開示とした判断は妥当である。

**e 無記載の行**

各欄における記載の有無やその内容量が、犯罪企図者にとって有意な情報となるとは認められないことから、無記載の行についても開示すべきである。

**(ウ) 「捜査員の氏名、捜査員毎の指揮事項及び捜査結果」**

**a 「捜査員」**

規則職員の名字及び職名が記載されており、上記(イ)cと同様、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

**b 「指揮事項」又は「捜査事項」**

捜査活動に関する情報(捜査指揮事項)のほか、捜査活動以外の業務に関する情報や職務遂行以外に関する情報が記載されている。

捜査指揮事項については、事件が発生した際に通常行われると想定される項目が記載されているに過ぎず内容の具体性は低いことから、公にしても、具体的な指揮事項の内容が明らかになるとは認められず、今後の捜査活動への支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、個人名その他条例第7条第2号に該当する情報並びに法人等名その他同条第3号に該当する情報が記載されている部分を除き、当該部分は開示すべきである。

また、捜査活動以外の業務に関する情報及び職務遂行以外に関する情報についても、通常想定される業務名や事項が記載されているに過ぎないことから、同様に、当該部分は開示すべきである。

**c 「結果」**

上記 b の部分に対する結果が個別かつ具体的に記載されているが、開示すべきとされた b の部分とあわせて公にすることにより、犯罪企図者に対して有意な情報を与え、今後の捜査活動への支障が生じるおそれが否定できないことから、条例第 7 条第 4 号に該当し、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

**d 無記載の行**

前記 (イ) e と同様、各欄における記載の有無やその内容量が、犯罪企図者にとって有意な情報となるとは認められないことから、無記載の行についても開示すべきである

**4 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人は、対象事件が冤罪事件であり、過去の誤りを真摯に受け止め全てを隠蔽するような決定を見直し開示すべきである旨主張しており、これに対し実施機関は、「犯罪事件処理簿」について、誤認逮捕の原因となった捜査との関係が濃いとはいえないこと、また、「捜査指揮簿」について、誤認逮捕の主たる原因である捜査判断の誤りを記載したものではないことから、開示しないことにより保護される公共安全と秩序の維持に対する支障の防止という利益を上回る公益上の利益があるとは認められないとして、条例第 9 条の規定による裁量的開示を行わなかった旨説明する。本件については、公共安全と秩序の維持に対する支障の防止という利益を上回る公益上の特段の必要性があるとはいえず、実施機関が公益上の理由による裁量的開示を行わなかった判断が妥当性を欠くものであるとまでは認められない。

また、審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の前記 3 の判断を左右するものではない。

**5 結論**

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

**6 付言**

実施機関は、証拠物件保存簿の全体や犯罪事件処理簿の一部を非開示とした理由として、いわゆる「情報単位論（独立一体説）」を主張しており、また、同理論を論拠とした領置票の不開示を適法とした平成 16 年 1 月 16 日大阪地方裁判所判決も引用している。

審査会では、同判決や同理論の基礎となっている平成 13 年 3 月 27 日最高裁判決のほか、平成 19 年 4 月 27 日最高裁判決における藤田裁判官の補足意見、証拠物件保存簿と同種の情報が記載されている旨実施機関が説明する領置票との類似性などを検討し、さらに、非開示

情報を除き原則開示しなければならないという条例の趣旨に鑑み、実施機関が主張する同理論を採用しないものとして、項目毎の非開示情報該当性について調査審議した。

なお、実施機関は、原処分において、同理論を根拠とした全部非開示ではなく公益上の理由による裁量的開示（部分開示）を行っていることから、審査会においても、原処分と本件処分における、対象となる公文書の性格の違いや処分に際しての考え方の違いなどについて実施機関に説明を求めたが、全部非開示が妥当であるとする相当な理由は認められなかった。

審査会としては、ともすれば非開示範囲の拡大につながるおそれのある同理論の採用について、実施機関における慎重な判断が求められることを付言する。

## 第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記5のとおりである。

別記1 実施機関が第1次答申を受けて改めて特定した公文書の件名

本件目録	公文書の件名	備考
保管文書目録	(1) 鑑識技能検定合格者通知書	
	(2) 鑑識資料採取報告書	
	(3) 鑑識資料送付書	
	(4) 指紋等対照結果通知書	
	(5) 指紋等確認通知書	
	(6) 現場指紋等送付簿編冊	
	(7) 足跡等送付処理簿	
	(8) 被疑者足跡等照会書	
	(9) 似顔絵作成報告書編冊	
	(10) 法歯学協力医出動報告書等綴	
	(11) 唾液による血液型検査依頼書編冊	
	(12) DNA型鑑定資料保管申請書等綴	
	(13) 署長等指揮事件指揮簿	
	(14) <b>捜査指揮簿</b>	
	(15) 捜査主任官指名簿	
	(16) 呼出簿	
	(17) 令状請求簿	
	(18) 送致事件写編冊	
	(19) 重要未検挙犯罪編冊	
	(20) 証拠物件管理・出納簿編冊	
	(21) <b>証拠物件保存簿</b>	
	(22) 鑑定嘱託書関係編冊	
	(23) ち密な捜査の推進強化要綱関係報告書編冊	
	(24) 手口記録作成簿	
	(25) 被害記録作成簿	
保存文書目録	(26) 現場鑑識結果報告書編冊	
	(27) 法歯学協力医出動報告書等綴	
	(28) 署長等指揮事件指揮簿	
	(29) <b>捜査指揮簿</b>	刑事課

(30) 捜査主任官指名簿	刑事課
(31) 犯罪事件処理簿	
(32) 手口記録作成簿	
(33) 被害記録作成簿	
(34) 手口記録・被害記録異動通知書	
(35) 手口記録・被害記録削除通知書	
(36) 出力資料管理簿（警察署用）	
(37) 留置管理関係編冊（8文書）	
(38) 捜査指揮簿	生活安全係
(39) 捜査主任官指名簿	生活安全係

(注)ゴシックは本件対象公文書。

## 別記2 実施機関が行った本件処分の内容

### ① 部分開示決定（平成23年11月22日付け富刑企第2206号）

#### ア 特定公文書

別記1に掲げる「公文書の件名」の公文書のうち、「犯罪事件処理簿・捜査指揮簿・同（刑事課）・同（生活安全係）」を特定の上、部分開示決定を行い審査請求人に通知し、犯罪事件処理簿3枚、捜査指揮簿270枚、計273枚の部分開示文書を審査請求人に送付した。

#### イ 該当条例及び開示しない部分の概要

##### (ア) 条例第7条第2号（個人情報）

a 「犯罪事件処理簿」のうち、決裁欄の一部及び担当者欄、逮捕者欄のうち警部補同相当職以下の警察職員の氏名及び印影が分かる部分、番号・受理番号・事件名・罪名罰条・送致（付）・被疑者・発覚の端緒・検挙の端緒・逮捕・釈放・送致（付）別・勾留釈放・処分・裁判結果・証拠資料の各欄

b 「捜査指揮簿・同（刑事課）・同（生活安全係）」のうち、決裁欄の一部

##### (イ) 条例第7条第2号（個人情報）及び第4号（公共等安全情報）

「捜査指揮簿・同（刑事課）・同（生活安全係）」のうち、月日・曜日の各欄、本部長指揮事件処理状況欄の全部、取調状況欄の全部、捜査員・指揮事項・結果欄の全部

##### (ウ) 条例第7条第4号（公共の安全等情報）

「犯罪事件処理簿」のうち、捜査主任官の氏名が分かる部分

##### (エ) 条例第39条（適用除外）

「犯罪事件処理簿」のうち、犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見欄の「別紙」の全部

② 非開示決定（平成 23 年 11 月 22 日付け富刑企第 2207 号）

ア 特定公文書

別記 1 に掲げる「公文書の件名」の公文書のうち、「鑑識技能検定合格者通知書、鑑識資料送付書、指紋等対照結果通知書、指紋等確認通知書、現場指紋等送付簿編冊、足跡等送付処理簿、被疑者足跡等照会書、似顔絵作成報告書編冊、法歯学協力医出動報告書等綴、唾液による血液型検査依頼書編冊、DNA 型鑑定資料保管申請書等綴、呼出簿、令状請求簿、送致事件写編冊、重要未検挙犯罪編冊、証拠物件管理・出納簿編冊、証拠物件保存簿、鑑定嘱託署関係編冊、ち密な捜査の推進強化要綱関係報告書編冊、手口記録作成簿、被害記録作成簿、現場鑑識結果報告書編冊、法歯学協力医出動報告書等綴、手口記録作成簿、被害記録作成簿、手口記録・被害記録異動通知書、手口記録・被害記録削除通知書、出力資料管理簿（警察署用）、留置管理関係編冊（8 文書）」を特定の上、いずれの公文書も非開示決定を行い、審査請求人に通知した。

イ 非開示理由

- (ア) 公文書不存在（「保存期間が満了し廃棄済みのため」「公文書を作成しておらず保有していないため」）や条例第 39 条（適用除外）、条例施行日前に作成した公文書につき条例の規定は適用しないとの理由で、各々複数の公文書を非開示とした。
- (イ) 別記 1 の「保存文書目録」欄に掲げる公文書のうち、「留置管理関係編冊（8 文書）」は、条例第 10 条（公文書の存否に関する情報）の規定により非開示とした。
- (ウ) 別記 1 の「保管文書目録」欄に掲げる公文書のうち、「証拠物件保存簿」は、「当該文書に含まれる記述等により、いずれも特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるほか、捜査内容や手法が明らかになるなど、犯罪捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」として全部非開示とした。

### 別記 3 実施機関の説明

#### 1 本件処分について

##### (1) 証拠物件保存簿

###### ① 条例第 7 条第 4 号（公共安全等情報）該当性について

当該文書を開示することにより、いかなる事件でいかなる物を証拠としてどのように収集したかという捜査機関の捜査の内容や手法が明らかになり、これらが犯罪を企図する者や現に逃走中の者に知られることにより、犯罪捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

###### ② 条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性について

当該文書に記載される情報の中には、差出人の氏名などの被疑者・被害者や捜査協力者の個人情報も記載されている。

###### ③ 全部非開示とした理由について

当該文書は、特定の事件毎に作成されるものではなく、1枚の保存簿に複数の事件の証拠品について記載され、本件請求対象外の情報も記載されていること、また、本件請求対象の情報についても、記載されている情報自体が、いかなる事件でいかなる物を証拠としてどのように収集したかという一連一体の情報であり、全体が一つの情報であることから、部分開示を相当とする部分はなく、全部非開示とした。

なお、情報の一体性については、当該文書と同種の情報が記載される検察庁の領置票に係る平成16年1月16日の大阪地方裁判所判決においても不開示の論拠として示されており、当該文書に記載される情報についても、同判決に従い一体的なものとした。

## (2) 犯罪事件処理簿

### ① 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

「決裁欄の印影が分かる部分の一部及び担当者欄、逮捕者欄のうち警部補同相当職以下の警察職員の氏名、番号・受理番号、事件名、罪名罰条、送致（付）、被疑者、発覚の端緒、検挙の端緒、逮捕、釈放、送致（付）別、勾留・釈放、処分、裁判結果、証拠資料の各欄」については、個人情報に該当する。

なお、勾留・釈放、処分といった情報については、空欄を理由に同部分を開示することにより、同事実が存在していないことを示すことになることから、存否応答拒否に係る情報に該当すると認め、記載の有無にかかわらず非開示とした。

また、これらの情報は被疑者に係る一連一体の一個の情報であることから、本件処分では一個の情報として非開示決定しているが、個別の理由を付すとすれば、次のとおりである。

ア 決裁欄の印影のうち非開示のものは、警部補同相当職以下の警察官の印影である。

イ 「番号」及び「受理番号」は、被疑者の事件処理にかかる固有の番号であるが、開示することにより、処分の時期や処分に係る期間等の個人情報を推測する資料となることや、公表している各年毎の被害総受理件数と比較され、被害者が被害後どのくらいの期間で届出をしていたかについても推測され得る。

ウ 「担当者」欄は、本件を主として担当した警部補同相当職以下の警察官の氏名が記載されている。

エ 「事件名」は、どのような事件で被疑者が事件処理されたかといった被疑者のプライバシーであり、発生場所の概要や被害対象等の記載により、被害者の特定につながるおそれもある。

オ 「罪名、罰条」は、被疑者に適用された罪名及び条文を明確にしたもので、被疑者のプライバシーに関する記載である。

カ 「送致（付）」は、被疑者の身柄措置に関する記載であり、被疑者のプライバシーに該当する。

キ 「被疑者」欄の本籍、住居、出生地や職業、前科、氏名や生年月日（いわゆる人定事項）は、それぞれ被疑者の個人情報である。

ク 「作成・照会」は、当該被疑者に関する人定事項の特定に必要な資料や照会の項目

であり、いずれも被疑者のプライバシーに関する記載である。

ケ 「発覚の端緒」は、本件犯行が認知された状況を示す内容であり、被疑者のプライバシーに関する記載である。

コ 「検挙の端緒」は、被疑者が検挙された状況を示す内容であり、被疑者のプライバシーに関する記載である。

サ 「逮捕」欄の種別や年月日、場所は、被疑者の身柄拘束に関する具体的な内容であり、被疑者のプライバシーに関する記載である。また、逮捕者については、被疑者が誰に逮捕されたかという被疑者のプライバシーに該当するほか、被疑者を逮捕した警部補同相当職以下の警察官の氏名が記載されている。

シ 「釈放」、「送致（付）別」、「勾留・釈放」、「処分」、「裁判結果」は、いずれも被疑者・被告人の処遇に関する具体的な記載であることから、被疑者・被告人のプライバシーに関する内容である。

ス 「証拠資料」は、訴訟書類の内容と実質的に同一内容で、刑事裁判で明らかにすべきものであるほか、どのような証拠で裁判が進められたかという被疑者のプライバシーである。

なお、被疑者又は被告人の刑事処分に関する個人情報について、昭和56年4月14日最高裁第三小法廷判決において、前科及び犯罪履歴は人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するとされており、本件処分においても刑事事件に関する個人情報の記載については、非開示とすることが相当であると判断した。

## ② 条例第7条第4号（公共安全等情報）該当性について

ア 「捜査主任官の氏名が分かる部分、番号・受理番号」は、公共安全等に係る情報に該当する。

イ 「捜査主任官」欄には、本件の捜査主任官として従事した警察官の氏名が記載されているが、捜査主任官個人の氏名を開示した場合、公務員として受忍すべき批判対象としての限度を超えてその権利利益が不当に侵害されるおそれを排除できず、また、当該個人が現に所属する部署の業務に支障が生じるおそれがある。

## ③ 条例第39条（適用除外文書）該当性について

ア 「犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」欄の「別紙」の全部は、条例第39条（適用除外）に該当する。

イ 「犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」欄の「別紙」については、「犯罪事実」や「犯罪の情状等に関する意見」を使用しているが、送致（付）書は、刑事訴訟法の規定により検察官に被疑事件を送致・送付する際に作成される書類であり、「訴訟に関する書類」に該当する。

訴訟に関する書類に記載された情報の複製は、実質的に原本と何ら変わらないことから、本件処理簿に添付された別紙については、条例の適用除外文書と認められる。

## （3）捜査指揮簿

- ① 条例第7条第2号（個人情報）及び同条第4号（公共の安全等情報）該当性について  
警部補同相当職以下の警察官の印影は、個人識別情報に該当する。

また、本件処分において非開示とした部分のうち、「月日と曜日」の各欄、「本部長指揮事件処理状況」欄、「取調状況」の各欄、及び「捜査員・指揮事項・結果欄」は、個人識別情報又は個人情報及び公共の安全等情報に該当する。

ア 「月日と曜日」については、本件開示請求で事件が特定されているため、開示することにより、特定の事件について、いつ又はどれだけの期間が費やされたかが明らかとなり、同種の犯行を企もうとする者や現に同種の犯罪を行い逃走中の者にとって有意な情報となること、また、いつ捜査を受けたかは被疑者等のプライバシーに関する内容にも係る情報である。

イ 「本部長指揮事件処理状況」、「取調状況」、「捜査員の氏名、捜査員毎の指揮事項及び捜査結果」の各欄については、記載の有無や記載の容量を含め開示することにより、警察署における毎日の捜査に従事する捜査員の体制・人数のみならず、各捜査員に対して付与した任務の具体的な内容やその捜査結果といった捜査手法や捜査の進捗状況が明らかとなり、犯罪を企図したり、現に逃走をしている者にとっては、有意な情報となる。

また、「取調状況」欄の「事件名」や「被疑者氏名」、「参考人氏名」欄については、被疑者や参考人等の氏名や、特定の事件において個々人がどのような刑事手続上の地位に属していたかを示す情報であり、「取調官」欄には取調べを担当した警部補同相当職以下の警察官の氏名が、「捜査員の氏名、捜査員毎の指揮事項及び捜査結果」の「捜査員」欄には警部補同相当職以下の警察官の氏名が記載されていることから、それぞれ個人情報に該当する。

## 2 本件審査請求の理由について

### (1) 本文第3の2(1)の主張について

証拠物件保存簿を非開示とした理由は、前記1(1)記載のとおりであるが、その要旨は、公文書非開示決定通知書（平成23年11月22日付け富刑企第2207号）においても記載されている。

同通知書においては、事件の証拠品として受け入れた証拠品を管理するための文書であることは明記しているが、捜査機関が押収した証拠品が明らかになることで、捜査の着眼点を知ることが可能となり、犯罪を企図する者や現に逃走中の者に知られることにより、犯罪捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断することは何ら不合理なものではなく、本件処分は、条例第1条、第3条及び第7条に反するものではない。

### (2) 本文第3の2(2)の主張について

犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿についての具体的な非開示理由は、前記1(2)及び(3)記載のとおりであるが、記載された情報毎に非開示情報該当性を審査した上で、その被覆方法について、非開示とすべき情報が実質的に開示されたこととならないように配慮したものであり、条例第8条、審査基準第4などを逸脱するものではない。

なお、審査請求人は、犯罪事件処理簿について、対象事件が冤罪事件であることを理由に、条例第9条で規定する公益上の理由による裁量的開示をすべき旨主張するが、犯罪事件処理簿はあくまで被疑者個人の刑事処分を記録するための書類であり、これを開示しないことにより保護される公共の安全と秩序の維持に対する支障を防止するという利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。

#### 別記4 審査会が開示すべきと判断した部分

文書件名	実施機関が非開示とした部分		開示すべき部分 〔「-」は非開示を 妥当とした部分〕	
	項目	細項目		
証拠物件保存簿	全部		(調査審議の対象外)	
犯罪事件処理簿 (処理簿1～3共通)	決裁欄	印影(警部補同相当職以下の警察官のもの)	-	
	番号		すべて	
	受理番号		すべて	
	捜査主任官		すべて	
	担当者		-	
	事件名		地名及び被害対象を除いた部分	
	罪名、罰条		すべて	
	送致(付)		すべて	
	被疑者	本籍(国籍)、住居、 出生地、職業、前科、 氏名(通称)、生年月日		-
		作成・照会		すべて
	発覚の端緒		すべて	
	検挙の端緒		すべて	
	逮捕	種別・年月日		すべて
		場所		すべて
		逮捕者		-
	釈放		すべて	
	送致(付)別		すべて	
勾留・釈放(当該部分 に続く被疑者・被告人 の処遇に関する情報を 含む)		すべて		

	処分		すべて
	裁判結果		すべて
	証拠書類		すべて
	犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見	別紙及び送致書に該当する書類	—
捜査指揮簿	決裁欄	印影（警部補同相当職以下の警察官のもの）	—
	決裁欄に続く月日と曜日		すべて
	本部長指揮事件処理状況		—
	取調状況	事件名	市町村名（特定の事件に係るものを除く。）、地名、法人等名及び加害者・被害者に関する情報を除いた部分
		被疑者氏名	—
		参考人氏名	—
		取締官	—
		備考	—
		（無記載の行）	すべて
	捜査員の氏名、捜査員毎の指揮事項及び捜査結果	捜査員	—
		指揮事項又は捜査事項	個人名その他条例第7条第2号に該当する情報並びに法人等名その他同条第3号に該当する情報を除いた部分
結果		—	
（無記載の行）		すべて	

#### 別記5 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成24年 2月24日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 2月29日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成24年 4月10日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成24年 4月17日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼

平成24年 5月10日	審査請求人から非開示理由説明書に対する意見書を受理
平成24年 8月31日 (第104回審査会)	審査請求人から意見を聴取 審議
平成24年 9月28日 (第105回審査会)	審議
平成24年10月24日 (第106回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成24年11月30日 (第107回審査会)	審議
平成24年12月25日 (第108回審査会)	審議
平成25年 1月25日 (第109回審査会)	審議
平成25年 2月27日 (第110回審査会)	審議
平成25年 3月18日 (第111回審査会)	審議
平成25年 4月26日 (第112回審査会)	審議
平成25年 5月24日 (第113回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学名誉教授	会 長